

個人データの安全管理に係る基本方針

丸国証券株式会社

1. 安全管理措置

取扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のため、安全管理に係る基本方針・取扱規程等の整備及び安全管理措置に係る実施体制の整備等、必要かつ適切な措置を講じます。

個人データの取得・利用・保管等の各段階に応じた「組織的安全管理措置」、「人的安全管理措置」及び「技術的安全管理措置」を含むものといたします。

① 組織的安全管理措置

個人データの安全管理措置について役職員（直接又は間接に当社の指揮監督を受けて業務に従事する雇用関係にある従業者（正社員、歩合外務員、契約社員、嘱託社員、パート社員、アルバイト社員等）のみならず、雇用関係にない（取締役、監査役、派遣社員等）も含まれる。以下同じ。）の責任と権限を明確に定め安全管理に関する規定等を整備・運用しその実施状況の点検・監査を行うこと等体制の整備及び実施措置をいう。

② 人的安全管理措置

役職員との個人データの非開示契約等の締結及び役職員に対する教育・訓練等を実施し、個人データの安全管理が図られるよう役職員を監督することをいう。

③ 技術的安全管理措置

個人データ及びそれを取扱う情報システムへのアクセス制御及び情報システムの監視等の個人データの安全管理に関する技術的な措置をいう。

2. 個人データの安全管理に係る基本方針・取扱規程等の整備として、以下の「組織的安全管理措置」を講じます。

① 規定等の整備

- イ 個人データの安全管理に係る基本方針の整備
- ロ 個人データの安全管理に係る取扱規程の整備
- ハ 個人データの取扱い状況の点検及び監査に係る規定の整備
- ニ 外部委託に係る規定の整備

② 各管理段階における安全管理に係る取扱規程

- イ 取得・入力段階における取扱規程
- ロ 利用・加工段階における取扱規程
- ハ 保管・保存段階における取扱規程
- ニ 移送・送信段階における取扱規程
- ホ 消去・廃棄段階における取扱規程
- ヘ 漏えい事案等への対応の段階における取扱規程

3. 個人データの安全管理に係る実施体制の整備として、「組織的安全管理措置」、「人的安全管理措置」及び「技術的安全管理措置」を講じます。